

## 令和5年度包括外部監査結果報告書について

地方自治法第252条の37第5項に基づき、包括外部監査人から標記報告書の提出がありました。

- 監査テーマ 「下水道事業に関する事務の執行について」
- 包括外部監査人 谷口 信介 氏（公認会計士）
- 監査の結果

区分	定義	件数
指摘	是正・改善を求めるもの	11件
意見	経済性、効率性、有効性の観点から見て県の組織及び運営の合理化に資するために述べる見解	14件

- 主な指摘・意見の概要

区分	内容
指摘	<p><b>【市町村負担金単価の見直し】</b> 本来、流域の市町負担金でまかなうべき維持管理等の費用について、負担金からの超過分は一般会計からの基準外繰入でまかなわれている状況が続いていることから、長期的に単価の見直しを検討されたい。</p>
	<p><b>【減損損失】</b> 令和2年度及び令和3年度決算では営業キャッシュ・フローがマイナスとなっており、減損の兆候があるものの、減損損失を認識すべきかの検討が行われていない。改めて検討を行うとともに、減損会計の検討資料の作成等、今後検討の漏れがないよう改善する必要がある。</p>
意見	<p><b>【接続率等】</b> 和歌山県人口について減少することが見込まれる状況下では、全体計画の処理人口を達成することは困難であり、現状を踏まえ全体計画及び事業計画を見直されたい。</p>
	<p><b>【(公財)和歌山県下水道公社が実施する業務委託(県からの再委託)】</b> 数年続いて同一業者が請け負っている状況から、入札の競争性において課題が見られるので、県は、入札方法を含め、(公財)和歌山県下水道公社が実施する業務委託のあり方について検討されたい。</p>
	<p><b>【官民連携】</b> 民間活力の利用は、現行の経営戦略において検討予定の取組みとなっていることから、スピーディーな検討と(公財)和歌山県下水道公社との契約を前提とせず広く公募の検討を進められたい。</p>

- 今後の予定

地方自治法に基づき、同報告書は監査委員において県報により公表されます。

今後、監査結果に基づき講じた措置については、監査委員に通知し、監査委員において県報により公表されます。

担当	財政課 上野・亀井
電話	073-441-2160 (内線2166)